

共 済 会 情 報 一 部 開 示 決 定 通 知 書

殿

東久留米市勤労市民共済会会長

年 月 日付の開示請求について、東久留米市勤労市民共済会情報公開実施要綱第10条第1項の規定により、次のとおり団体情報の一部を開示することを決定したので通知します。

1 団体情報の件名			
2 団体情報の開示をする日時及び場所	日 時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場 所		
3 開示の方法			
4 開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	東久留米市勤労市民共済会情報公開実施要綱第7条第 号に該当		
5 東久留米市勤労市民共済会情報公開実施要綱第12条第2項の規定に該当する場合の団体情報の開示をすることができる時期	年 月 日。ただし、団体情報の開示を希望する場合は、同日以後新たに開示請求が必要となります。		
6 事務局	事務局		
	電話番号	内線	
7 郵送の際の手数料等	開示に係る手数料	件名	円 無
	写しの枚数及び写しに係る手数料	枚	円
	郵送に要する切手		円分
8 備考			

(裏面)

- 注 1 この通知書を持参の上、指定の日時においでください。  
なお、上記の日時に来られない場合は、事前に電話等で事務局まで連絡してください。
- 2 写しの送付を希望された方は、7の郵送の際の手数料等を次の送付先まで現金書留で送付してください。  
送付先 郵便番号203-8555 東久留米市本町三丁目3番1号  
東久留米市勤労市民共済会事務局
- 3 この決定に異議がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面で東久留米市勤労市民共済会会長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東久留米市勤労市民共済会を被告として(訴訟において東久留米市勤労市民共済会を代表する者は会長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記3の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。